

公布された規則のあらまし

佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第 42 号）

- 1 地方税法が改正され、延滞金の割合について、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.3 パーセントに満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年 7.3 パーセントを加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントを加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントを超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とすることとされたことに伴い、佐賀県税条例施行規則ほか 2 規則について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行することとした。